

東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程

平成16年4月1日制定

東大医科研規則第6号

沿革

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則(平成16年規則第34号。以下「短時間勤務有期雇用教職員就業規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、東京大学医科学研究所附属病院に勤務する医員、専攻研修医及び臨床研修医(以下「医員等」という。)の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程で医員とは、1年以内の契約期間を定めて診療に従事する者、専攻研修医とは、臨床研修を修了した者のうち、より専門的な臨床研修等を行うための者、臨床研修医とは、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行う者をいう。

2 医員等の就業に関する事項については、第2章以下に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用教職員就業規則の規定を準用する。

(称号付与)

第3条 前条の医員には、別に定める称号を付与することができる。

第2章 資格

(資格)

第4条 医員及び専攻研修医として採用できる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後、原則として2年以上経過した者とする。

2 臨床研修医として採用できる者は、医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者とする。

(研修の制限)

第5条 臨床研修医は、医籍登録が確認されるまでの間は診療に従事する事はできない。

第3章 労働契約等

(契約期間)

第6条 医員等の契約期間は、一の会計年度内(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)を限度とする。

2 前項の契約期間が12月未満の場合は、採用した日の属する会計年度の末日を限度として契約期間を延長することができる。

3 前項に定める場合のほか、採用又は契約期間を延長しようとする日において、年齢が満60歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約期間の延長をしない。

(契約の更新)

第7条 労働契約の期間満了時に更新することを予定した労働契約を締結する場合の契約の更新は、予算の状況等により行うものとする。

2 前項による更新は、医員及び専攻研修医は4回（採用した日が会計年度の初日でないときは5回）、かつ、採用した日から起算して5年を限度とし、臨床研修医は1回（採用した日が会計年度の初日でないときは2回）、かつ、採用した日から起算して2年を限度とし、以後更新しない。ただし、契約を更新しようとする日において、年齢が60歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、契約の更新をすることができない。

3 前項の臨床研修医のうち、病気その他特別な事情により、臨床研修を修了する事ができなかったと認められた者についてはこの限りではない。

4 前項により更新した後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨予告するものとする。

第4章 勤務時間等

(勤務時間及び休憩時間)

第8条 医員及び専攻研修医の勤務時間は、1週間当り38時間45分以内、臨床研修医の勤務時間は38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、7時間45分とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時00分

休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

3 医員等の勤務日及び休日は、個人別に定める。

4 前3項で定めた勤務時間、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、業務上の都合その他やむを得ない事情により変更することがある。

第5章 給与

(給与の決定)

第9条 医員等の給与は日給とし、その額は別に定める。

2 医員等の日給の額は、契約期間の途中において改定しない。

(通勤手当)

第10条 医員等（契約期間が1月未満の者を除く。）には、短時間勤務有期雇用職員の例に準じて通勤手当を支給する。

(超過勤務手当)

第11条 医員等には、第9条第1項に規定する日給額を基礎として、短時間勤務有期雇用職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。

(休日出勤手当)

第12条 医員等には、第9条第1項に規定する日給額を基礎として、短時間勤務有期雇用職員の例に準じて休日出勤手当を支給する。

(宿・日直手当)

第13条 宿・日直手当は、医員等が短時間勤務有期雇用教職員就業規則第31条の規定により別途指定する当直勤務を命じられた場合に支給する。

2 前項の勤務は、前2条の勤務には含まれないものとする。

(緊急手術等手当)

第13条の2 医員等には、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年規則第4号。以下「給与規則」という。）第39条の2の規定に準じて緊急手術等手当を支給する。

(特殊防疫等作業手当)

第13条の3 医員等には、給与規則第39条の3の規定に準じて特殊防疫等作業手当を支給する。

(オンコール手当)

第13条の4 医員等には、給与規則第39条の4の規定に準じてオンコール手当を支給する。

(短時間期末手当)

第13条の5 医員等には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第68条の規定に準じて短時間期末手当を支給する。

(端数の処理)

第14条 第11条及び第12条の手当の額を算定する場合の端数処理については、短時間勤務有期雇用職員の例に準ずる。

(給与の支払)

第15条 給与の支払については、短時間勤務有期雇用職員の例に準ずる。

(給与に関する特例)

第16条 この章に定めるほか、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第12章の給与に関する規定は、医員等には適用しない。

附 則

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 本規定の施行日に医員等として雇用された者のうち、当該施行日の前々日に日日雇用職員として在職していた者に係る第7条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において改正前の東京大学医科学研究所医員、専門研修医及び臨床研修医就業規程第2条に定める専門研修医に係る専門的な臨床研修等に従事していた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程により別に定めるものについては、平成31年1月1日以降、次のとおりとする。

(第9条関係) 給与の決定

職 種	日 給 額
医員	13,223円
専攻研修医	13,164円
臨床研修医(2年目)	11,704円
臨床研修医(1年目)	11,236円

(第13条関係) 宿日直手当

1 規程第13条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。

一 電話、文書收受、防災・防犯等庁舎管理及び回診業務、その他緊急時対応

2 宿・日直手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

当直勤務の区分	手 当 額
医員及び専攻研修医 第1項第1号の当直勤務	21,000円

沿革

東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成16年 4月 1日 制定
- ◇ 平成18年 3月30日
- ◇ 平成20年 3月25日
- ◇ 平成21年 3月26日
- ◇ 平成26年 8月 1日
- ◇ 平成30年 3月20日
- ◇ 平成30年12月20日
- ◇ 令和 2年 4月30日
- ◇ 令和 3年 3月18日